

夜間預金金庫規定

1. (利用目的)

この夜間預金金庫は、当金庫における本人名義の当座勘定・普通預金・その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。お預け入れについては、当金庫はこの規定のほか、それぞれ該当する預金の規定によってお取扱いいたします。

2. (利用方法)

- (1) この夜間預金金庫を利用するときは、当金庫所定の当座勘定入金帳（または普通預金その他の入金伝票）および金種別内訳表に氏名・金額・日付・その他所要事項をご記入のうえ（普通預金等の場合は同通帳を添え）、お預け入れ現金・小切手・手形類と共に入金袋に入れ鍵をかけて金庫へご投入ください。
- (2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、レシートを受け取ってください。レシートはお持ち帰りのうえご保管下さい。

3. (使用料)

- (1) 夜間預金金庫の使用料は、当金庫所定の金額を1年分前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に使用者が指定した預金口座から、普通預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻のうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算によって支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用されます。
- (3) 使用者の都合で契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割で返戻します。

- ※ ①月単位で計算し、1日でも使用があった場合は、1ヶ月使用したものとして計算します。
②4月1日より4月の当金庫所定の使用料引落日前までに解約する場合は1ヶ月分の使用料を徴収します。

4. (預金への受入処理)

- (1) ご投入になった入金袋は、次の窓口営業時間開始後、当金庫の責任者が開封し、内容確認のうえ開封日を入金日として、ご指定の預金口座にご入金の手続きをいたします。
- (2) お預け入れ現金・小切手・手形類が、万一入金帳または入金伝票記載の金額と相違するときは、当金庫で確認した金額をもってご入金の額といたします。

5. (損害の負担等)

この夜間預金金庫の利用にあたり、天災その他不可抗力によるご損害、または金庫外扉、入金袋の施錠若しくは、ご投入方法の不完全による事故等すべて当金庫が内容を確認するまでに生じたご損害について、当金庫はその責任を負いません。また、この夜間預金金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

6. (入金袋等の返却)

入金袋・当座勘定入金帳・預金通帳等は、ご入金の手続き終了後にお返しいたします。窓口営

業時間中に来店のうえ受け取ってください。ただし、入金袋は前記レシートと引換えにお返しいたします。

7. (鍵の保管等)

- (1) 金庫外扉鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間預金金庫扉の開閉を行ってください。
- (2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

8. (鍵、入金袋の喪失・毀損)

金庫外扉鍵・入金袋・入金袋正鍵の保管については十分ご注意願ひ、万一、紛失・破損等の場合は、直ちにその旨当金庫へお届け下さい。この場合に、その再製または修理については実費を頂戴いたします。

9. (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間預金金庫は、第10条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第10条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間預金金庫の使用申込をお断りするものとします。

10. (解約等)

- (1) この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合は金庫外扉鍵、入金袋および入金袋正鍵を直ちに当金庫へ返却してください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、使用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間預金金庫の利用を停止し、または使用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ夜間預金金庫の使用を中止してください。

- ① 使用者が夜間預金金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 使用者または代理人が、次のいずれかに該当した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 使用者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

11. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間預金金庫の利用権は、これを譲渡・転貸または質入れすることはできません。

なお、金庫外扉鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

12. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

13. (規定の変更)

(1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当金庫が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上